



大津市公報

令和3年3月26日
号外(第13号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則

- 16 大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則を廃止する規則…………… 1
- 17 大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 18 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 19 大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則…………… 2

○ 企業局管理規程

- 2 大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程…………… 2

規 則

大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則を廃止する規則を公布する。
令和3年3月26日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第16号

大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則を廃止する規則
大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則(平成27年規則第92号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第17号

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則(平成26年規則第78号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 産業廃棄物を排出する者(法第12条第5項に規定する中間処理業者(次号において「中間処理業者」という。)を除く。)が当該産業廃棄物を自ら処分するために設置するもの
- (2) 中間処理業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設(移動することができるように設計された施設に限る。)であって、工事現場の敷地内において当該工事現場から発生する産業廃棄物のみを処理するため、当該産業廃棄物の処理に必要な期間に限って設置するもの

第6条第3号中「。以下「省令」という。」を削る。

第10条中「生活環境保全対策書」を「生活環境影響調査実施計画書」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(条例の規定を適用しない産業廃棄物処理施設)

第26条 条例第26条の規則で定める産業廃棄物処理施設は、政令第7条第8号の2に掲げる施設であって、工事現場の敷地内において当該工事現場から発生する産業廃棄物のみを処理するため、当該産業廃棄物の処理に

必要な期間に限って設置するものとする。
様式第1号から様式第17号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第2条に規定する施設として大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第5号）第5条第1項に規定する事業計画書が提出されている産業廃棄物処理施設については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第18号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「30分当たり50円」を「その要した費用の1割相当額。ただし、市長が別に定める場合にあつては、当該額を超えない範囲内で市長が定める額とする。」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第19号

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則（平成22年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第2号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程を次のように定める。

令和3年3月26日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和3年条例第35号）の施行期日は、令和3年4月1日とする。

令和2年9月15日付け号外第57号

頁	箇所	誤	正
1	下から21行目	同項第19号	同項第20号
1	下から12行目	第13条第1項第19号	第13条第1項第20号